

変更箇所	中間案	最終案															
<p>P1</p>	<p>2 計画の位置づけ (1) 法令上の根拠 ～ また、令和 5 年 6 月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では、市町村における認知症施策推進計画の策定が努力義務とされています。本市では、高齢者施策と連携のもと、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、<u>認知症基本法第 13 条における市町村認知症施策推進計画を本計画と一体的に策定する方向で検討しています。</u></p>	<p>2 計画の位置づけ (1) 法令上の根拠 ～ また、令和 5 年 6 月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では、市町村における認知症施策推進計画の策定が努力義務とされています。本市では、高齢者施策と連携のもと、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、<u>施策6の認知症施策を含めた本計画を、認知症基本法第 13 条における市町村認知症施策推進計画としても位置付けられるよう策定しています。</u></p>															
<p>P48</p>	<p>(施策 6)認知症の人と家族が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らし続けることができる共生社会づくりの推進</p>	<p>(施策 6)認知症の人と家族が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らし続けることができる共生社会づくりの推進(<u>認知症施策推進計画</u>)</p>															
<p>P51</p>	<p>(施策 6)認知症の人と家族が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らし続けることができる共生社会づくりの推進</p>	<p>(施策 6)認知症の人と家族が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らし続けることができる共生社会づくりの推進(<u>認知症施策推進計画</u>)</p>															
<p>P78</p>	<p>【施策 6】認知症の人と家族が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らし続けることができる共生社会づくりの推進</p>	<p>【施策 6】認知症の人と家族が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らし続けることができる共生社会づくりの推進(<u>認知症施策推進計画</u>)</p>															
<p>P16～17</p>	<p>-</p>	<p><u>「(13)令和 6 年度介護保険制度改正の概要」</u>を追加</p>															
<p>P34</p>	<p>〔老人クラブにおける活動の促進〕</p> <table border="1" data-bbox="277 1177 1160 1267"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和 3 年度</th> <th>令和 4 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老人クラブ数</td> <td>396 団体</td> <td>371 団体</td> </tr> </tbody> </table>		令和 3 年度	令和 4 年度	老人クラブ数	396 団体	371 団体	<p>〔老人クラブにおける活動の促進〕</p> <table border="1" data-bbox="1236 1177 2136 1318"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和 3 年度</th> <th>令和 4 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老人クラブ数</td> <td>396 団体</td> <td>371 団体</td> </tr> <tr> <td>老人つどいの家「好日庵」設置数</td> <td>81 箇所</td> <td>77 箇所</td> </tr> </tbody> </table>		令和 3 年度	令和 4 年度	老人クラブ数	396 団体	371 団体	老人つどいの家「好日庵」設置数	81 箇所	77 箇所
	令和 3 年度	令和 4 年度															
老人クラブ数	396 団体	371 団体															
	令和 3 年度	令和 4 年度															
老人クラブ数	396 団体	371 団体															
老人つどいの家「好日庵」設置数	81 箇所	77 箇所															

P43	<p>○世帯構成の変化等により顕在化・複雑化するニーズへの対応の強化</p> <p>高齢者のひとり暮らし世帯・高齢者のみ世帯が 20 年前と比較し、約 2.5 倍に増加しており、今後も更に増加することが見込まれます。従来、家族・地域等が受け止めてきた高齢者の支援ニーズの顕在化と複雑化が懸念され、ニーズの把握とそれに対応するための体制づくりの強化が必要です。</p>	<p>○世帯構成の変化等により顕在化・複雑化するニーズへの対応の強化</p> <p>高齢者のひとり暮らし世帯・高齢者のみ世帯が 20 年前と比較し、約 2.5 倍に増加しており、今後も更に増加することが見込まれます。従来、家族・地域等が受け止めてきた高齢者の支援ニーズの顕在化と複雑化や、<u>高齢者の孤独・孤立問題の深刻化</u>が懸念されることから、ニーズの把握とそれに対応するための体制づくりの強化が必要です。</p>
P69	<p>(1)地域の見守りや支え合い活動の充実に向けた支援</p> <p>高齢者のひとり暮らし世帯や高齢者のみ世帯の増加に伴い、高齢者の支援ニーズの増加と複雑化が見込まれる中においても、地域の特性や実情に応じた見守りや支え合いの体制づくりをそれぞれの地域で進めることができるよう、地域の関係機関の連携強化を図りながら、新たな担い手の育成、支援ニーズとサービス提供主体とのマッチングなどの生活支援体制の整備を進めるとともに、地域の活動に対する支援を充実します。</p>	<p>(1)地域の見守りや支え合い活動の充実に向けた支援</p> <p>高齢者のひとり暮らし世帯や高齢者のみ世帯の増加に伴い、高齢者の支援ニーズの増加と複雑化、<u>孤独・孤立問題の深刻化</u>が見込まれる中においても、地域の特性や実情に応じた見守りや支え合いの体制づくりをそれぞれの地域で進めることができるよう、地域の関係機関の連携強化を図りながら、新たな担い手の育成、支援ニーズとサービス提供主体とのマッチングなどの生活支援体制の整備を進めるとともに、地域の活動に対する支援を充実します。</p>

P72～73	<p>②在宅医療・介護連携の強化</p> <p>在宅医療の提供体制の拡充に努めるとともに、医療・介護に関わる地域資源の情報を、在宅支援を行う医療機関や介護事業所などが共有できる取り組みや、地域における多職種連携の取り組みへの支援の充実を図ります。</p> <p>また、在宅医療・介護に関わる専門職や相談機関がそれぞれの専門性を一層高め、お互いの分野についての理解を深めるための研修を実施するとともに、在宅医療・介護に関する市民への情報提供や普及啓発を進めます。</p> <p>(イ)多職種連携に向けた支援の充実 <主な取り組み></p> <p>○ 在宅医療・介護連携のあり方検討を受けた地域における多職種連携の取り組みへの支援</p> <p>(エ)市民への情報提供・啓発</p> <p>市民が在宅医療・介護に関する理解を深め、在宅医療・介護が必要になったときに、自ら必要なサービスを選択できるよう、市民への情報提供や ACP などの普及・啓発に取り組んでいきます。</p> <p><主な取り組み></p> <p>○ 在宅医療・介護についての市民の理解を深めるための講演会やシンポジウム等の開催</p>	<p>②__医療・介護連携の強化</p> <p>在宅医療の提供体制の拡充に努めるとともに、医療・介護に関わる地域資源の情報を、在宅支援を行う医療機関や介護事業所などが共有できる取り組みや、地域における多職種連携の取り組みへの支援の充実を図ります。</p> <p>また、在宅医療・介護に関わる専門職や相談機関がそれぞれの専門性を一層高め、お互いの分野についての理解を深めるための研修を実施するとともに、医療・介護に関する市民への情報提供や普及啓発を進めます。</p> <p>(イ)多職種連携に向けた支援の充実 <主な取り組み></p> <p>○__医療・介護連携のあり方検討を受けた地域における多職種連携の取り組みへの支援</p> <p>(エ)市民への情報提供・啓発</p> <p>市民が__医療・介護に関する理解を深め、__医療・介護が必要になったときに、自ら必要なサービスを選択できるよう、市民への情報提供や ACP などの普及・啓発に取り組んでいきます。</p> <p><主な取り組み></p> <p>○ __医療・介護についての市民の理解を深めるための講演会やシンポジウム等の開催</p>
P87	-	「日常生活圏域ごとの施設・事業所等の開設状況」を追加
P93	-	「介護サービス利用者数の推移」を更新

P95		「サービスの種類ごとの見込量」を更新
P96～109	-	各サービスの種類ごとの見込量についてグラフと説明を追加
P110～113		保険料段階の設定を更新

<p>P115</p>	<p>①要介護認定の適正化</p> <p>認定調査については、引き続き指定市町村事務受託法人である公益財団法人仙台市健康福祉事業団(せんだい訪問調査センター)への委託を基本としつつ、認定調査員を対象とした研修や調査結果を評価し助言指導等を実施することにより、<u>認定調査の技術向上を図るとともに、主治医意見書の記載の充実に取り組むなど、認定調査の適正化に努めていきます。</u></p> <p><u>適切な審査判定が行われるよう介護認定審査会の開催に先立ち、認定調査票の記入漏れや内容の不整合がないか、認定調査の内容と主治医意見書の内容に不整合がないか点検を行います。</u>また、介護認定審査会における資料のペーパーレス化・オンライン開催による業務の効率化に努めるとともに、要介護認定の仕組みに変更がある場合は、介護認定審査会の委員に対する研修会の開催や情報提供をすることで、<u>介護認定審査会の適正化・効率化を図ります。</u></p> <p>さらに、<u>要介護認定等事務検討会を開催するなど医師会との緊密な連携を図るとともに、要介護等認定の申請者に対しては、認定の仕組みや認定結果について情報を提供するとともに、十分な説明を行うことで公平・公正の確保を図ります。</u></p> <p><主な取り組み></p>	<p>①要介護認定の適正化</p> <p>認定調査については、引き続き指定市町村事務受託法人である公益財団法人仙台市健康福祉事業団(せんだい訪問調査センター)への委託を基本としつつ、認定調査員を対象とした研修や調査結果を評価し助言指導等を実施することにより、<u>認定調査の技術向上を図り、調査の適正化に努めていきます。</u></p> <p><u>適正な審査判定が行われるよう、主治医意見書の記載の充実に取り組むとともに、介護認定審査会の開催に先立ち、認定調査票の記入漏れや内容の不整合がないか、また認定調査と主治医意見書に不整合がないか点検を行います。</u><u>あわせて、要介護認定調査の平準化を図るため、引き続き、他の保険者との比較分析等を行います。</u></p> <p>また、介護認定審査会における資料のペーパーレス化・オンライン開催による業務の効率化に努めるとともに、要介護認定の仕組みに変更がある場合は、介護認定審査会の委員に対する研修会の開催や情報提供をすることで、<u>介護認定審査の効率化を図ります。</u></p> <p>さらに、<u>医師会との緊密な連携のもと、要介護認定等事務検討会を開催し、円滑な介護認定審査会の運営に関し検討を進めるとともに、要介護・要支援認定の申請者に対しては、認定の仕組みや認定結果について情報を提供し、十分な説明を行うことで公平・公正の確保を図ります。</u></p> <p><主な取り組み></p> <p>○ <u>認定調査に関する他保険者との比較分析による認定調査の平準化に向けた取り組み</u></p>
-------------	---	--

P117	<p>③サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化 <主な取り組み></p>	<p>③介護報酬請求及びサービス提供体制の適正化 <主な取り組み> ○ <u>介護給付費通知のあり方検討</u></p> <p>《<u>保険給付費の適正化に係る数値目標</u>》を追加</p>
P121	<p>(1)計画期間の費用の合計額 第9期計画期間(令和6年度～令和8年度)における介護サービス見込量をもとに、保険料算定の基礎となる介護保険事業に要する費用の合計額を次の表のとおり <u>2,665 億円</u>と算出しました。この費用は、第8期計画期間(令和3年度～令和5年度)における費用(計画値)2,564 億円と比較すると、<u>4.0%</u>の増加となります。</p>	<p>(1)計画期間の費用の合計額 第9期計画期間(令和6年度～令和8年度)における介護サービス見込量をもとに、<u>介護報酬の改定等も見込んだうえで</u>、保険料算定の基礎となる介護保険事業に要する費用の合計額を次の表のとおり <u>2,656億円</u>と算出しました。この費用は、第8期計画期間(令和3年度～令和5年度)における費用(計画値)2,564 億円と比較すると、<u>3.6%</u>の増加となります。</p>
P125	<p>②保険給付費等から算出した保険料の基準額 104 頁の「(1)計画期間の費用の合計額」から、令和6年度から令和8年度の介護保険料の基準額(月額換算)を第7章「1 保険料段階の設定」(94 頁)の保険料段階設定を用いて算出すると <u>6,894 円</u>となり、第8期計画期間(令和3年度～令和5年度、基準額は6,001円)との比較では、<u>893 円</u>、約 <u>14.9%</u>の増となります。</p> <p>保険料増額の主な要因</p>	<p>②保険給付費等から算出した保険料の基準額 <u>121 頁</u>の「(1)計画期間の費用の合計額」から、令和6年度から令和8年度の介護保険料の基準額(月額換算)を第7章「1 保険料段階の設定」(<u>110 頁</u>)の保険料段階設定を用いて算出すると <u>6,869円</u>となり、第8期計画期間(令和3年度～令和5年度、基準額は6,001円)との比較では、<u>868 円</u>、約 <u>14.5%</u>の増となります。</p> <p>保険料増額の主な要因 ○ <u>介護報酬改定</u></p>

P 125	<p>③介護保険事業財政調整基金の活用</p> <p>介護保険料は3年の計画期間内を通じて算定し、単年度の収支結果により剰余が生じたものを積み立て、保険給付費等が見込みを上回った場合に充当する仕組みとなっています。その剰余分を積み立てている基金が、介護保険事業財政調整基金です。</p> <p>第9期計画期間においては、<u>保険料の上昇の抑制等に令和5年度末の介護保険事業財政調整基金残高のほぼ全額に当たる76億円を活用します。</u></p>	<p>③介護保険事業財政調整基金の活用</p> <p>介護保険料は3年の計画期間内を通じて算定し、単年度の収支結果により剰余が生じたものを積み立て、保険給付費等が見込みを上回った場合に充当する仕組みとなっています。その剰余分を積み立てている基金が、介護保険事業財政調整基金です。</p> <p>第9期計画期間においては、<u>介護保険事業財政調整基金の残高のほぼ全額にあたる76億円を活用し、保険料の上昇を抑制します。</u></p>
P 125	<p>④第9期計画期間の保険料の基準額</p> <p>③のとおり介護保険事業財政調整基金を活用することにより、第9期計画期間(令和6年度～令和8年度)の保険料の基準額(月額換算)は、②から<u>793円減少し、6,101円</u>となります。これにより、第8期計画期間との比較で<u>100円、約1.7%の増加</u>となります。</p> <p>なお、実際に納めていただく保険料額は、本人の所得や世帯の状況に応じて異なります(<u>109頁参照</u>)。</p>	<p>④第9期計画期間の保険料の基準額</p> <p>③のとおり介護保険事業財政調整基金を活用することにより、第9期計画期間(令和6年度～令和8年度)の保険料の基準額(月額換算)は、②から<u>790円減少し、6,079円</u>となります。これにより、第8期計画期間との比較で<u>78円、約1.3%の増加</u>となります。</p> <p>なお、実際に納めていただく保険料額は、本人の所得や世帯の状況に応じて異なります(<u>126頁参照</u>)。</p>
P 126		「第9期計画期間(令和6年度～令和8年度)の第1号被保険者の保険料額」を更新

P 147～153	-	<u>仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会委員名簿</u> <u>仙台市介護保険審議会委員名簿</u> <u>仙台市社会福祉審議会運営要領(抄)</u> <u>仙台市介護保険条例(抄)</u> <u>仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会・</u> <u>仙台市介護保険審議会審議経過</u> <u>市民参加等の実績</u> <u>実態調査等実施状況</u> を追加
-----------	---	---